

## 給付型奨学金制度の創設及び無利子奨学金等の拡充を求める意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生・生徒に貸与し、その返還金を次世代の学生・生徒に対する奨学金の原資にして運用されている。

平成28年度予算における奨学金制度の利用者は、国立大学・私立大学とも授業料及び入学金が高どまりしていることなどを背景に、全学生・生徒数の約4割に当たる132万人と近年高い水準で推移している一方、非正規雇用の増加などから卒業後の収入が不安定になり、少なくない利用者が奨学金の返還を負担に感じていると言われている。こうした中、政府は本年6月2日に、給付型奨学金制度の創設に向けて検討を進めることを盛り込んだ「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定した。

現在、給付型奨学金制度がない国は、OECDに加盟する34カ国の中で日本とアイスランドのみである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、納税者である国民の理解を得つつ、学生・生徒が安心して勉学に励めるよう、給付型奨学金制度の創設や無利子奨学金等の拡充など具体的な経済支援策として、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、平成29年度をめぐりに給付型奨学金制度を創設すること。
- 2 希望する全ての学生・生徒への無利子奨学金の貸与を目指し、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 4 奨学金返還に係る負担軽減のため、所得連動返還型奨学金制度の改善などを進め、既卒者への適用も推進すること。あわせて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

名 古 屋 市 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

宛（各 通）